

## Q A 集

	質問	回答
1	受講者が何名以上のものが補助対象であるか。	集合研修を対象とした補助金であるため、受講者が概ね5名以上のものを想定しています。ただし、地理的要因（離島・中山間地域の事業所に向けた研修）など、受講者が少人数となるやむを得ない事情が認められる場合は5名未満の研修も補助対象となります。
2	集合研修以外の方法で実施しても、補助対象となるか。	研修の全部を集合研修以外の方法で実施する場合は、補助対象となりません。 なお、研修の一部を集合研修以外の方法で実施する場合は、補助対象となります。（例：講義を集合研修で実施し、演習は受講者の施設でそれぞれ実施する場合）
3	交付申請時に記載する対象人数（最低催行人数）はどのように記載すればよいか。	最低催行人数は、原則5名以上で記載してください。 5名未満で記載する場合は、最低催行人数が5名未満となるやむを得ない事情を併せて記載してください。
4	交付申請時に記載する対象人数（最低催行人数）を下回る受講者しか集まらなかった場合、補助対象として認められるか。 例) 最低催行人数5名 研修受講者（受講申込み）3名の場合	受講者が最低催行人数に満たない場合（例の場合）は、集合研修を開催できません。よって、集合研修自体が開催できませんので、補助対象外となります。
5	複数地域で実施する場合、基準額の上乗せが可能であるが、どのようなケースが複数地域での実施にあたるか。	複数地域での実施は、別地域で、別の日程でそれぞれ研修会を開催することを想定します。 ただし、研修の対象者が重複するような近距離での開催の場合は、異なる実施場所であっても一地域とカウントします。また、参加者の受講地が異なっていたとしても、オンラインでの開催の場合（実地とオンラインを併用する場合も同様）は一地域とカウントします。  【複数地域で実施する場合（例：二地域）】 津市、四日市市で実地の研修を開催 【複数地域で実施する場合（例：三地域）】 津市、伊勢市、熊野市で実地の研修を開催
6	「申請内容を踏まえ、申請額から減額した金額で交付決定を行うことがある」と実施要項に記載されているが、どのような基準で判断するのか。	研修内容、研修規模（実施回数×受講者予定者数）等を勘案し、金額を決定します。 【減額することが考えられる場合】 ・申請が多数あり、予算を超える場合 ・補助申請額に対し成果（見込み）が乏しい場合
7	複数の事業所が参加できる要件で募集した結果、1事業所からしか研修の受講申込がなかった場合は、事業要件の「特定の個人や事業所のみを対象に限定した研修ではないこと」を満たさないのか。	募集にあたり、広く門戸を開いていれば問題ありませんので、募集の結果、1事業所からしか受講申込がなかった場合も補助対象となります。